

福祉・介護職員等処遇改善加算に係る情報公開（見える化要件）

令和6(2024)年6月の介護報酬改定において今までの加算が一本化され、

「福祉・介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

加算要件の一つである職場環境等要件の当法人の取り組みについて下記の通り公表いたします。

【処遇改善加算の取得状況】

各事業所の福祉・介護職員等処遇改善加算（以下、新加算）の取得状況は以下の通りです。

就労継続支援事業所 工房あぐりの里	新加算（Ⅰ）
グループホーム木崎野の家	新加算（Ⅱ）
生活介護 工房あぐりの里	新加算（Ⅰ）

【職場環境要件について】

	職場環境要件項目	当法人としての取組
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	・毎年度、事業計画書と事業報告書を作成し、施設建物内で外部から見える場所へ設置している。 ・方針についてホームページや職員採用案内に明記している。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	・年間計画の下、事業所内において事業の目的や支援員の専門性に応じた内容の研修会を実施。 ・人事考課シートを用いて年2回の職員面談を行い、キャリアアップの支援を行っている。
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	・育児・介護休業等に関する規程を策定し、短時間勤務制度や休暇制度を手厚くすることで、仕事との両立をサポートしている。
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	・すべての職員に対し、定期健康診断及びストレスチェックを実施している。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	・「苦情対応規程」及び「障害福祉サービス提供職員マニュアル」を策定。
生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	・記録の電子化により業務負担を軽減している。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気付きを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	・朝礼や申し送りで各職員へ情報を共有し、改善を図っている。 ・各事業所の責任者による運営会議にて法人内での情報共有を図り、職場環境やサービス向上に繋げている。